東海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第7号

東海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年東海市規則第2号)の一部 を次のように改正する。

第15条第1項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「看護」の次に「等」を加え、「又 は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第 56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定め る事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のう ち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。